$$E_T = (E_{AC}+E_V+E_L+E_W+E_{EV}-E_S+E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、E_T、E_{AC}、E_V、E_L、E_W、E_{EV}、E_S及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_T　設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきギガジュール）

E_{AC}　空気調和設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_V　空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_L　照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_W　給湯設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{EV}　昇降機の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_S　エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備（以下「エネルギー利用効率化設備」という。）による設計一次エネルギー消費量の削減量（単位　一年につきメガジュール）

E_M　その他一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

2　前項の空気調和設備の設計一次エネルギー消費量、空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量、照明設備の設計一次エネルギー消費量、給湯設備の設計一次エネルギー消費量、昇降機の設計一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

（非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量）

第三条　第一条第一項第一号イに規定する非住宅部分の基準一次エネルギー消費量及び同号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_{ST} = (E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV}+E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、E_{ST}、E_{SAC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}、E_{SEV}及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST}　基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきギガジュール）

E_{SAC}　空気調和設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SV}　空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SL}　照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SW}　給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SEV}　昇降機の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_M　その他一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

2　前項の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量、空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量、照明設備の基準一次エネルギー消費量、給湯設備の基準一次エネルギー消費量、昇降機の基準一次エネルギー消費量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

（住宅部分の設計一次エネルギー消費量）

第四条　第一条第一項第二号ロ(1)に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び第三項に規定する単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_T = (E_H+E_C+E_V+E_L+E_W-E_S+E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、E_T、E_H、E_C、E_V、E_L、E_W、E_S及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_T　設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきギガジュール）

E_H　暖房設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_C　冷房設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_V　機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_L　照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_W　給湯設備（排熱利用設備を含む。次項において同じ。）の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_S　エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量（単位　一年につきメガジュール）

E_M　その他一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

2　前項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量、冷房設備の設計一次エネルギー消費量、機械換気設備の設計一次エネルギー消費量、照明設備の設計一次エネルギー消費量、給湯設備の設計一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

3　第一条第一項第二号ロ(1)に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。）は、単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計と共用部分（住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

4　第二条第一項及び第二項の規定は、前項に規定する共用部分の設計一次エネルギー消費量について準用する。

（住宅部分の基準一次エネルギー消費量）

第五条　第一条第一項第二号ロ(1)に規定する住宅部分の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び第三項に規定する単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_{ST} = (E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、E_{ST}、E_{SH}、E_{SC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST}　基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきギガジュール）

E_{SH}　暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SC}　冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SV}　機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SL}　照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SW}　給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_M　その他一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

2　前項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量、冷房設備の基準一次エネルギー消費量、機械換気設備の基準一次エネルギー消費量、照明設備の基準一次エネルギー消費量、給湯設備の基準一次エネルギー消費量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。